

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国ポカラ市汚水管理マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：21a00282

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月2日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年6月2日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国ポカラ市污水管理マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年8月～2023年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の2%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 【服部一希 [Hattori.Kazuki@jica.go.jp](mailto:Hattori.Kazuki@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・ 特定の排除者はありません。

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし

ます。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年6月11日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月17日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月2日12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料  
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 第三国研修に係る経費
    - 機材費（オフィス用及び調査用資機材等）
    - 現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 一般業務費（セミナー等実施関連費）：1, 600千円
  - b) 一般業務費（資料等翻訳費）：1, 000千円
  - c) 国内業務費（技術研修費）：2, 400千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) NPR 1 = 0.92612 円
  - b) US\$ 1 = 108.842 円
  - c) EUR 1 = 131.973 円
- 5) その他留意事項  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／総合的汚水管理計画
- b) 下水道計画／管きよ計画
- c) し尿汚泥収集計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約20M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月16日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### （6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：  
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 2) 業務実施契約に係る様式：  
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：汚水管理に係る業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。(第3章の第6条 実施方針及び留意事項「<留意事項>(8)」参照)

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／総合的汚水管理計画
- 下水道計画／管きょ計画
- し尿汚泥収集計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／総合的汚水管理計画）】

- a) 類似業務経験の分野：水環境保全及び汚水管理分野に係る各業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：担当分野 下水道計画／管きょ計画】

- a) 類似業務経験の分野：下水道分野に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 【業務従事者：担当分野 し尿汚泥収集計画】

- a) 類似業務経験の分野：し尿汚泥管理分野に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	8	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(26)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合的汚水管理計画</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>下水道計画／管きょ計画</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>し尿汚泥収集計画</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 7月7日（水） 14：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ネパール国ポカラ市汚水管理マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ネパール西部に位置するポカラ市はガンダキ州の州都であり、ネパール第2の都市として人口約47万人（2019年推計値）（JICA、2019年）<sup>3</sup>を抱え、2041年にはさらに約61万人まで増加することが予測<sup>3</sup>されている。同市は国内最大の観光都市であり、観光業を始めとするサービス産業がGDPの5割以上を占めている当国にとっては（世界銀行、2018年）<sup>4</sup>、経済的にも重要な位置を占めている。また、2021年には新たな国際空港が開港予定であり、供用後には観光客のさらなる増加と同市の都市化の加速が見込まれている。同市中心部に位置するフェワ湖の周辺には観光客が利用する飲食店やホテルが集中しているが、同湖を含む9つの湖群一帯は2016年に生態系及び生物多様性の保全と利用を目的としたラムサール条約の保護対象地に登録されている。しかしながら、フェワ湖の水質は、観光客の増加等により悪化が進んでおり、JICAが実施した水質調査（JICA、2019年）<sup>3</sup>では、糞便性大腸菌や有機汚濁物質などの指標で日本の湖沼における環境基準（日常生活で不快感を生じない限度とされる基準）を超える濃度が観測されている。

こうした水質汚濁は、主として不十分・不適切な汚水管理に起因している。ポカラ市では下水道は整備されていないため、汚水は建物の地下に設置された腐敗槽で処理されている。しかしながら、現地の腐敗槽は底部がレンガや石積みでできたものが多いことから汚水中の有機汚濁物質は十分に処理されないまま地下に浸透している（JICA、2019年）<sup>3</sup>。また、側溝が設置された道路沿いの建物では台所や洗濯場から排水される雑排水は未処理のまま側溝に排水されており、湖に未処理のまま放流され、地下への浸透も見られている。そのため、衛生改善や水環境改善に向けた汚水管理に係る対策は急務である。さらに今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックは世界中で多数の死者を出しているが、こうした感染症の予防・対策においても、汚水管理を含めた衛生環境改善の重要性が改めて認識されている。

ネパール政府は汚水管理に関する目標として、2019年策定の「第15次五カ年計画（2019/20～2023/24）」で2023/24までに少なくとも20%の産業排水及び生活排水を処理すること、基本的な衛生設備普及率を99%にすることとしている。また、2015年策定の「ネパールにおける上水道及び衛生サービスに係る持続可能な開発目標（2016～2030）」では2030年までに都市部において下水道や腐敗槽等の適切

<sup>3</sup> 「ネパール連邦民主共和国上下水道セクターに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2019年11月、JICA）

<sup>4</sup> International Finance Corporation, World Bank Group. 2018. *Creating Markets in Nepal: Country Private Sector Diagnostic*. Washington, DC.

な設備に接続している世帯数を90%以上、生活排水の未処理率を65%未満にすることとしている。

かかる状況に対し、2014年、給水省上下水道管理局（Department of Water Supply and Sewerage Management。以下「DWSSM」という）はフェワ湖の水環境改善を目的として同市の下水道整備計画（Phewa Lake Waste Water Management Project。以下「既存の下水道整備計画」という）を策定している。しかしながら、計画の実施に必要な資金の確保ができていない、利害関係者が多く環境影響評価の手続き等に時間を要していること等から、整備は計画どおりに進んでいない。加えて、JICA無償資金協力「ポカラ上水道改善計画」（2017年2月G/A締結）により上水道施設が整備され給水量が増加することから汚水発生量も増加することが見込まれるものの、同計画では上記の汚水発生量の増加までは加味されておらず、将来的な汚水発生量の増加を反映した長期的な汚水管理に係る施設整備計画が改めて必要となっている。また、汚水管理に係る体制に関しては、同市では2020年時点で汚水管理に関する施設や事業の運営・維持管理を所管する部署はなく、市民に対するし尿汚泥の定期引抜の義務や処理責任に係る条例も定められていないため、同市の汚水管理は進んでいないことから、かかる体制の強化が急務となっている。

本プロジェクトは、こうした状況から、ネパール政府より我が国に対しポカラ市における長期的な視点から汚水管理に係る施設整備計画、組織体制計画、及び維持管理計画を包括的に定めた汚水管理マスタープランの策定について要請がなされたものである。JICAは、本プロジェクトの実施にあたり事業対象範囲、支援の枠組み等をネパール側実施機関と確認し、2021年4月21日に討議議事録（Record of Discussion。以下「R/D」という）の署名を行った。

本プロジェクトは、同R/Dに基づき、ポカラ市汚水管理マスタープラン（以下「M/P」という）の策定支援及び計画策定プロセスを通じた実施機関の能力向上を目指して技術協力を行うものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクトの目的

本プロジェクトは、ポカラ市において、汚水管理M/Pの策定及び優先プロジェクトのプレ・フィージビリティ調査（以下「Pre-F/S」という）を行うことにより、同市の衛生環境及び水環境の改善に寄与することを目的とする。

#### （2）期待される成果

- 1) ポカラ市における汚水管理M/Pを策定するにあたり必要な基礎情報が整理される。
- 2) ポカラ市における集中型及び分散型汚水処理並びにし尿汚泥処理を含めた汚水管理M/Pが策定される。
- 3) 汚水管理M/Pで選定された優先プロジェクトのPre-F/Sが実施される。
- 4) ポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の監視体制に係る計画案が提案される。
- 5) 給水省（Ministry of Water Supply。以下「MoWS」という）、DWSSM及びポカラ市庁（Pokhara Metropolitan City。以下「PMC」という）の汚水管理能力が強化される。

#### （3）対象地域

ポカラ市行政区域内

#### （4）関係官庁・機関

MoWS、DWSSM、PMC

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- 1) 基礎情報収集・確認調査「上下水道セクターに係る情報収集・確認調査」(2019年11月)
- 2) 無償資金協力「ポカラ上水道改善計画」(2017年2月G/A締結)

#### 第4条 業務の目的

本業務は、ポカラ市における汚水管理M/Pの策定及び優先プロジェクトのPre-F/Sの実施、及びその過程を通じたMoWS、DWSSM及びPMC職員の汚水管理能力の強化を目的として実施するものである。

#### 第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、2021年4月21日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的が汚水管理M/Pの策定及び優先プロジェクトのPre-F/Sの実施及びその過程を通じたネパール国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ネパール国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### <実施方針>

本プロジェクトは、ポカラ市の衛生環境及び水環境の改善に寄与する汚水管理M/Pを策定し、長期的な視点から汚水管理に係る施設整備計画、組織体制計画、維持管理計画、財務計画を明らかにするものである。汚水管理M/Pの対象地域はポカラ市の行政区域内、計画目標年次は2050年を長期目標、2030年を中期目標とする。

汚水管理M/Pでは本プロジェクトでレビューを行う既存の下水道整備計画を取り入れる。加えて、汚水管理M/Pに基づく事業の実施を促進するため事業開始から3年間までに実施すべきプロジェクトを示した実施計画を策定する。汚水管理M/Pにおける汚水管理は集合型処理(下水道)、分散型処理(ピットラトリン、腐敗槽、浄化槽)及びし尿汚泥管理を対象とし、本プロジェクトではそれぞれを区別して現状を整理し、課題を明らかにしたうえで、包括的な汚水管理を明らかにする。汚水管理M/Pの検討にあたっては下記の<留意事項>に示す通り、実現可能な計画の策定に向けた工夫、運転維持管理の実施組織の体制構築に向けた工夫、汚水管理事業の実効性を担保するための工夫を行うことで、汚水管理M/Pの早期事業化と事業実施による効果の早期発現を目指す。

本プロジェクトで策定する汚水管理M/Pはラムサール条約登録湿地であるフェワ湖の水環境の改善に向けた対策の一つとして位置付けられるため、汚水管理M/Pではフェワ湖に流入する汚濁負荷量の削減に向けた対策を明らかにする。また、本プロジェクトではポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の監視体制に係る計画案を提

案し、汚水管理M/Pに基づく事業がフェワ湖の水環境に与える効果をモニタリング、評価し、評価結果を汚水管理M/Pの見直しに利用するための実施体制、実施方法、評価方法等を明らかにする。

#### <留意事項>

##### (1) 実現可能な計画の策定に向けた工夫

本プロジェクトでは実施機関の資金調達能力を踏まえた現実的な計画を策定することを基本方針とする。汚水管理M/Pの策定では、財務分析により、DWSSM、PMC及び必要に応じて後述する運転維持管理の実施組織の候補とされるネパール水道公社（以下「NWSC」という）の事業運営の実態について把握し、資金調達手法、PPP等の民間投資を含めた運営体制及び料金制度の検討を通じて、実施機関の資金調達能力を踏まえた財務計画を策定すること。また、優先プロジェクトのPre-F/Sでの財務分析や、ラムサール条約登録湿地の監視体制に係る計画案での資金メカニズムの検討を通じて実現可能な計画を策定すること。なお、財務分析では実現が難しいあるいは効果が不明確な仮定を用いた方法で算定しないように留意すること。

ネパール国では、事業実施上の重要な条件である人材・組織、法制度、財政措置の整備が不足している状況である。また、ポカラ市における汚水管理事業を所管するPMCも組織・制度面、財務面に課題があることから、本プロジェクトでは事業化を困難とするような過大な施設計画、高額な建設費・維持管理費を含む計画にならないように配慮し、事業の実施可能性を高めるための工夫、例えば、対象区域を限定する、当面必要な管きょ口径とする、段階的な整備計画とする、維持管理が容易な汚水管理方法を選定する、適切な維持管理体制を提案するなどの検討を行うこと。

##### (2) 運転維持管理の実施組織の体制構築に向けた工夫

汚水処理施設の運転維持管理については、ポカラ市における汚水管理を所管するPMCが実施する必要があるものの既存施設がないPMCには実施ノウハウがない。そのため、PMCは技術者・作業員を備えて直営方式で実施するか、民間委託制度を導入するかの検討が必要になる。その一方、ポカラ市で上水道事業を実施しているNWSCが、下水・汚水処理のサービスプロバイダとして事業拡大する意欲を見せているため、NWSCへの委託も含めた代替案の比較検討が必要である。

NWSCは2020年にビルガンジ市と下水処理の運転維持管理に係る基本合意を締結し、下水道の運転維持管理事業の準備を開始した。NWSCはビルガンジ市での経験を活かすことでPMCの下水道管理についても対応可能だとの見解を示している。しかしながら、NWSCも現時点では下水道施設の運転維持管理の経験がないことに留意すること。また、NWSCを重要な関係機関として下水道管理計画に巻き込んでいくことは代替案の一つになるものの、PMCの意向やNWSCのビルガンジ市での事業の実施状況を考慮して検討すること。

##### (3) 汚水管理事業の実効性を担保するための工夫

汚水管理M/Pの実効性を担保するためには、本プロジェクトで策定する汚水管理M/PをMoWS及びPMCが承認し、Pre-F/Sを実施した優先プロジェクトの実施に国家予算を支弁する場合は国家計画委員会（National Planning Commission: NPC）による承認を得る必要がある。承認については、MoWS、DWSSM及びPMCが協力して手続きを円滑に進める必要がある。なお、MoWSとPMCへのヒアリング結果によると、汚水管理M/Pの承認に際して、国会や市議会等の議会承認は必要ない。また、優先プロジェクトの実施については、PMCの自己資金で実施困難なものに対しDWSSMが

支援する方針であり、このために必要な国家予算をMoWSが国家計画委員会へ申請する必要がある。

本プロジェクトでは、汚水管理M/P策定の段階から、本プロジェクト終了後にMoWS及びPMCが上記の承認及び予算申請を早期に進めるように働きかけるとともに必要な支援を実施すること。

#### (4) ポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の水環境保全に向けた工夫

本プロジェクトで策定する汚水管理M/Pによる点源負荷への汚水管理対策はラムサール条約登録湿地であるフェワ湖への流入汚濁負荷量の削減による水質汚濁の悪化防止に寄与することが期待されるものの、フェワ湖流入域における点源負荷と面源負荷の寄与率及び湖沼底泥における栄養塩の濃度、溶出量、内部生産の状況などの基礎情報が不足していることから、汚水管理M/Pに基づく汚水管理事業が水環境保全対策の観点から効率的かつ効果的な対策であるかどうかを判断することはできない状況である。より効果的な水環境保全対策を検討するために必要な基礎情報の蓄積、基礎情報に基づき水環境保全対策を検討、対策を実施するための組織・制度、財務、関係機関の能力向上が必要である。しかしながら、水環境保全対策の実施機関であるPMCでは環境部署の強化及び環境管理関連条例の制定等、湖沼環境保全に向けた体制整備の検討を始めたところであり、また、ポカラ市での水環境保全対策の監督機関であるガンダキ州では2019年に湖沼保全開発庁（Lake Conservation and Development Authority。以下「LCDA」という）が設立されたばかりである。このようにPMC及びLCDAは体制整備を進めている段階であり、具体的な取組みを実施していないため、両機関とも水環境保全に係る経験や能力が不足している。本プロジェクトでは、LCDA及びPMCの湖沼環境保全に体制整備の進捗状況及び今後の予定を十分に確認し、水質及びその他の項目のモニタリングに係る活動を両組織の活動に組み込むなど、持続可能な監視体制づくりに向けた支援への工夫が必要である。

#### (5) 汚水処理施設の建設用地確保に向けた工夫

PMCは汚水処理施設の建設用地の候補地がとしてポカラ市内の3か所を提案している。受注者はこれらの候補地を含めて、汚水管理M/P策定の初期段階から候補地の確保に向けて、DWSSM及びPMCによる周辺住民や関係機関との協議を支援すること。なお、周辺住民や関係機関との協議の結果によっては提案された候補地以外の場所や、ポカラ市外に候補地が求められる場合があることに留意すること。

#### (6) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（以下「C/P」という）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ること。

#### (7) プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、①プロジェクトの最終意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という）及び、②本プロジェクトで実施する調査・計画・検討等の日常的な実務を担うプロジェクト実施ユニット（Project

Implementation Unit。以下「PIU」という)を設置する。

JCCでは、年間計画の策定や必要に応じた変更の承認、プロジェクトの進捗・達成度の確認や、汚水管理M/Pの承認、優先プロジェクトの選定、プロジェクトの重要な方向性を議論するほか、全体方針について各機関と合意形成を図る。PIUは、DWSSMの出先機関である連邦上下水道プロジェクト事務所(DWSSMポカラ支所)(Federal Water Supply and Sewage Management Project。以下「FWSSMP」という)とPMCの技術者で構成される。

受注者はJCCのメンバーとして参加するとともにその円滑な実施を支援すること。また、日常的な業務を担うPIUをOJTの貴重な場と捉え、可能な限り、PIUメンバーとともに業務を行うこと。

なお、第1回JCCはプロジェクトのキックオフ会合を兼ねて2021年8月の開催とすること。現地渡航を必要としない手段(オンライン会議)での開催も可能とする。

#### (8) 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた業務の進め方

現在、新型コロナウイルス感染拡大により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本プロジェクトにおける受注者のネパールへの渡航については、安全対策措置<sup>5</sup>が緩和されたのち開始することとする。なお、本プロポーザル作成においては、2021年8月から渡航可能と仮定する。但し、渡航制限の延期や、一度緩和された後にも、日本、ネパール双方の感染流行状況等により、再度、渡航制限が発生する可能性がある。そこで、本プロジェクトにおいては、そのような事態をあらかじめ想定し、オンライン会議や、C/Pとの連絡調整をスムーズに行うための現地秘書・連絡要員の活用により、受注者が渡航出来なくなった場合にも、可能な限り計画通りに業務を実施する代替策を予め準備することとする。プロポーザルの作成にあたっては、「2021年8月から渡航可能と仮定する」ことを前提としつつ、20ページ以内の記載制限外において、付録として、渡航出来ない場合のコンティンジェンシープランを2ページ以内で記述する。なお、付録も評価対象とする。

#### (9) 現地調査及びローカルリソースの活用

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること<sup>6</sup>。特に、活動上、渡航の必要性が生じた場合、JICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)の遵守を徹底し、JICAが規定する手続きを行うとともに、安全情報を十分入手し、無理のない計画を立てて実施すること。

#### (10) カトマンズ盆地や他都市での下水道開発事例の活用

<sup>5</sup> JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)を入手するようお願いいたします。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報(<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>)と併せてご活用ください。

<sup>6</sup> ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案のこと。

- (1) 特殊備人費(一般業務費)を活用した、ローカルリソース(主に個人)を活用する。
- (2) ローカルリソース(個人。法人に所属する個人を含む。)を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます(第2章「2. プロポーザル作成上の条件」参照)。
- (3) ローカルリソース(法人)を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません(第1章「5. 競争参加資格」参照)。

汚水管理M/P策定にあたっては、カトマンズ盆地における下水道計画、下水道事業に係る実施体制、運営維持管理及び財務の状況や教訓を参考にすること。また、ビラトナガル市、ビルガンジ市、ヘタウダ市等の他の中規模都市では、アジア開発銀行（ADB）が市街地の道路整備等の都市開発事業の一環で下水道を導入した。これらの事業の実施状況や教訓についても汚水管理M/Pに反映すること。

#### （11）開発機関による研修事例の活用

ネパール国内での他の開発機関による公衆衛生改善等の研修事例もあることから、他の開発機関の教訓や助言も参考にし、効率的かつ効果的な研修計画を策定すること。

#### （12）関係機関との情報共有・連携の確保

複数の関係機関がJCCメンバーとして関与するため、適時、適切な情報共有や連携が必要である。不適切な情報共有では連携不備に陥ることが懸念されるため、関係機関とのコミュニケーションを確保すること。

JCCメンバー以外に以下の関係機関が想定されるため、これらの関係機関とのコミュニケーションについても配慮すること。

連邦政府レベルで湖沼環境の保全に係る関係機関は、ラムサール条約のネパール国内事務局と自然環境保全全般を担う森林・環境省（Ministry of Forest and Environment: MoFE）、文化・観光・民間航空省（Ministry of Culture, Tourism, and Civil Aviation: MoCTCA）下に設立された国家湖沼保全開発委員会（National Lake Conservation Development Committee。以下「NLCDC」という）、環境水質ガイドライン値を設定しているエネルギー・水資源・灌漑省（Ministry of Energy, Water Resources, and Irrigation。以下「MoEWRI」という）であるものの、これらの機関では湖沼の水環境管理に係る所掌の調整はなされていない状況である。本プロジェクトでは、JCCに含まれていないNLCDC及びMoEWRIの状況を確認すること。また、NLCDC及び／又はMoEWRIが本プロジェクトの意思決定に係る状況に変化した場合はJCCメンバーに加えるなど適切な対応を先方実施機関に提案し、情報共有・連携を図ること。

また、無償資金協力「ポカラ上水道改善計画」（2017年2月G/A締結）では、ポカラ市の中心部21地区を対象として、計画給水人口約40万人（目標年次2025年）、浄水場処理能力41,000m<sup>3</sup>/日の上水施設の整備を計画している。給水量の増加に伴い、汚水発生量の増加が見込まれることから、汚水管理M/P策定における汚水発生量の予測の前提条件として考慮する必要がある。本プロジェクトでは当該無償資金協力事業のプロジェクトチームに進捗確認を行うこと。

#### （13）環境社会配慮

本プロジェクトの実施に際しては、「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、代替案の比較検討、環境影響の予測・評価、影響緩和策、モニタリング計画の策定を行う。具体的には、計画・プログラム等の意思決定段階で、極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし（スコーピング）、複数ある代替案について環境社会配慮の側面を含む比較検討を行う。

1) 戦略的環境アセスメント（以下「SEA」という）の考え方（プロジェクトよりも

上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（以下「PPP」という）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

- 2) 汚水管理M/P策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
- 3) 想定される主な調査項目は以下のとおり。
  - (ア) 既存の下水関連開発計画（上位計画・関連計画）、開発事業、調査及び政府・民間投資のレビュー
  - (イ) 下水関連開発計画の制約と促進要素の把握
  - (ウ) 政策、計画等の目的・目標の検討
  - (エ) プロジェクトの目的達成のための、諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
  - (オ) 汚水管理M/Pの内容の検討（対象地域、目標年次、具体的な事業内容等）
  - (カ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策リスト、ルートや将来の開発地域の地図等）
  - (キ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定のあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
  - (ク) 環境及び社会の状況に係るベースライン調査の実施
    - ① 対象地域における既存の環境及び社会の状況（土地利用、自然環境、先住民・少数民族の生活区域、社会経済状況等）の確認
    - ② 環境社会配慮（戦略的環境アセスメント、環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
    - ③ 同国で実施されたSEA 事例、その他関連情報
  - (ケ) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
  - (コ) 環境社会配慮（EIA及びSEAを含む）における各関連機関の概要、役割
  - (サ) 汚水管理M/Pの優先プロジェクトに対するスコーピング（計画の意思決定に当たり重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
  - (シ) 汚水管理M/Pの優先プロジェクトに対するスコーピングに基づく影響の予測
  - (ス) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない案」及び「ゼロオプション案」を含む）の比較検討（PPPレベル）
  - (セ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
  - (ソ) モニタリング方法（モニタリング項目、頻度、方法）の検討
  - (タ) ステークホルダー協議の開催支援（開催目的、出席者、協議方法、内容等の検討）
  - (チ) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
  - (ツ) その他必要な業務の遂行

#### (14) 貧困層への配慮

本プロジェクトでは汚水管理に係る料金制度を検討することから、フェワ湖周辺で漁業を生業とするコミュニティなどの貧困世帯が安全な衛生施設へのアクセスから排除される等の負の影響がでないよう、社会経済状況及び支払い意思額の調査を

実施し、クロス・サブシディの導入等、財務的な持続可能性と貧困層への配慮の両立に向けた適切な対策を検討すること。

#### (15) 気候変動対策

本プロジェクトは気候変動対策（緩和策・適応策）に資する。緩和策としては、温室効果ガスの排出削減につながる下水汚泥の有効利用を検討し、温室効果ガス削減効果を分析する必要性を検討すること。また、適応策としては、気候変動により発生が増加が予想される洪水や土砂崩れが発生した場合に本プロジェクトで計画する汚水処理施設等が機能を継続するための取組みの必要性を検討すること。

#### (16) ジェンダー主流化

本プロジェクトで策定する汚水管理M/Pにおいては、衛生意識の向上、汚水管理の理解促進及び水環境保全に係る住民啓発の実施に係る計画を含めることを検討する予定である。このため、住民に対するヒアリング調査、情報公開、啓発活動、住民との合意形成などの実施に関して、ジェンダーの視点に立った取組みを、汚水管理M/P及びそれに付随して作成予定のポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の監視体制に係る計画案に反映する。

#### (17) 実施機関のオーナーシップの醸成

本プロジェクトの日常的な業務の実施に当たっては、日本側のみで業務を実施するのではなく、C/Pと密接に共同して活動を進めていくことが重要であるため、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けること。

#### (18) キャパシティ・ディベロップメントの重視

受注者は、本プロジェクトを通じて汚水管理分野における先方実施機関のキャパシティ・ディベロップメント（以下「CD」という）の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」と定義される。すなわち、キャパシティの包括性の視点（個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点）と、先方実施機関の主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まず先方実施機関の能力を適切に把握したうえで（キャパシティ・アセスメント）、その能力や周囲の条件に応じて、受注者と先方実施機関が十分な情報共有、意見交換、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫すること。

詳細については、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA事業の有効性と持続性を高めるために」、「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能)を参照すること。

#### (19) 広報活動

業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をネパール及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要がある。受注者は、JICA技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこと。

なお、先行したJICA技術協力プロジェクト・ホームページは以下のとおりである。

受注者は、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。関連する学会やシンポジウム等の機会プロジェクトの成果を積極的に発表する。発表内容については事前にJICAと十分協議すること。

## (20) 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を厳守すること。また、受注者である専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

現下の新型コロナウイルスへの対策としてJICAが別途定める措置及び行動規範についても遵守すること。

## 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者はより効果的かつ効率的な作業工程及び方法がある場合は、理由を明記したうえでプロポーザルにおいて提案すること。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

詳細計画策定調査はコロナ禍により渡航ができず遠隔で調査を行ったことから、現地での汚水管理の状況の把握に制約があった。このため、情報が不足していることが予想されることから、調査開始の段階で必要な資料・情報、データを十分に精査する。また、必要に応じて調査項目、実施体制の見直しを検討し、R/Dの変更が必要であることが予想される場合は速やかに先方実施機関及びJICAに連絡・相談すること。

#### 2) インセプションレポート（案）の作成

(1) 1) の結果に基づき、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討し、それらをインセプションレポート（案）として取りまとめ、JICAと協議し、了解を得る。

#### 3) インセプションレポート（案）の説明・協議及びレポートの提出

インセプションレポート（案）を実施機関に説明・協議し、了解を得る。インセプションレポートを最終化し、先方実施機関及びJICAに提出する。

#### 4) 先方負担事項の確認

協議議事録（Minutes of Meeting. 以下「M/M」という）で合意している先方実施機関の負担事項について再確認する。プロジェクトの実施に係る地形図や法令・基準などのデータ取得の際の便宜供与については再確認を行い、円滑に情報収集が行えるようにする。

### (2) 基礎情報の収集・整理及び調査・分析

#### 1) 汚水管理に係る基礎情報の収集・整理

以下の項目を含む基礎情報を収集・整理し、汚水管理の現状を整理する。

なお、以下の項目以外に整理すべき基礎情報があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ ポカラ市における自然条件及び社会経済条件
- ・ ポカラ市における関連計画  
既存の下水道整備計画、廃棄物処分計画、土地利用計画、観光振興及び環境保全に係る計画
- ・ ポカラ市における地下水、河川及び湖沼の水質、汚濁負荷源
- ・ ポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の自然環境  
フェワ湖における水底質、動植物及び生態系を含む。ポカラ盆地におけるフェワ湖以外のラムサール条約登録湿地における情報は必要に応じて含める。
- ・ 汚水管理に係る関連法制度・規則、国家計画・戦略
- ・ 汚水管理に係る組織及び組織体制
- ・ 汚水管理に係る既存施設  
排水路、し尿汚泥処理施設、腐敗槽汚泥処理施設、最終処分場
- ・ 分散型汚水処理及びし尿汚泥管理に係る民間セクターの現状と動向  
腐敗槽の設置に係る民間企業及びし尿汚泥の引き抜き・収集・運搬・処理に係る民間企業の状況
- ・ 汚泥資源利活用に関する調査  
下水エネルギーの利活用、下水汚泥及びし尿汚泥の有効利用並びに処理水の再利用を含む。
- ・ 汚水管理並びに環境保全に係る市民意識向上に向けた取組み
- ・ 実施機関の経済・財務分析
- ・ 上下水道セクターにおける資金調達手法  
PPP等の民間資金導入、政策金融プログラム、国際機関からの借入
- ・ 汚水管理に係る他の開発機関による支援状況

## 2) 現地調査の実施

ポカラ市において以下の現地調査を実施し現状を整理する。

なお、本項目は現地再委託を可能とする。また、各調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。

- ・ 水質調査、河川流量調査  
ポカラ市における地下水、排水路、河川及び湖沼の水質調査を行う。フェワ湖に流入する排水路及び河川の水質及び流量調査を行い、フェワ湖への汚濁の流入負荷量を算出する。
- ・ 住民意識調査／社会調査  
汚水管理並びに環境保全に係る市民意識、支払い意思額の調査を実施する。
- ・ 測量調査  
必要に応じて汚水管理M/Pの検討に必要な標高点測量調査を実施する。

## 3) 既存の下水道整備計画に係る課題の整理

(2) 1) ~ 2) の調査結果に基づき、既存の下水道整備計画の問題点及び課題を整理する。

#### 4) 汚水管理に係る課題の整理

(2) 1) ~ 3) の調査結果に基づき、ポカラ市における汚水管理の問題点及び課題を整理する。

#### 5) 環境社会配慮に係る法制度の把握

ネパールにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握する。

### (3) プログレスレポートの作成・説明・協議

(2) の結果についてプログレスレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

### (4) 汚水管理M/Pの策定

#### 1) 汚水管理M/Pの策定

汚水管理M/Pの対象地域はポカラ市の行政区域内、計画目標年次は2050年を長期目標、2030年を中期目標とする。汚水管理M/Pは以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

- ・ 基本方針、目標の設定、対象区域並びに計画基本諸元（人口及び汚水発生量による需要予測）の設定
- ・ 汚水の収集及び処理方法の検討（集中型及び分散型汚水処理の適用範囲）
- ・ 汚水処理施設整備による公共用水域の水質改善効果の予測評価、モニタリング調査計画の策定
- ・ 概算事業費の算定
- ・ 戸別接続促進の検討、下水道接続の基準及び手続きの検討
- ・ 工場・事業場排水処理の検討
- ・ し尿汚泥の引抜き、収集・運搬、処理、処分及び再利用に係る検討、並びにし尿汚泥処理施設及び分散型汚水処理施設の設置、維持管理の検討
- ・ 汚水施設整備のための資金調達手法の検討
- ・ 汚水管理の運営体制の検討（PPP等の民間資金導入）
- ・ 汚水管理に係る料金制度の検討
- ・ 組織制度整備計画、人材育成計画、運転維持管理計画、資産管理計画の策定
- ・ 汚水施設整備及び運転維持管理に係る財務計画の策定
- ・ 計画の実施に係る条例、手続き、実施体制の検討
- ・ 実施計画（3カ年行動計画）の策定  
実施計画は汚水管理M/Pに基づく事業の開始から3年間で実施すべきプロジェクトの内容（実施機関、期間、概算事業費等）を整理したものである。本実施計画は施設整備に係るハード面及び組織体制等の整備に係るソフト面のプロジェクトを含む。
- ・ 汚水管理M/Pの見直しに係る手続き及び実施計画の更新に係る手続きの検討
- ・ 環境社会配慮の検討  
戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行う。具体的な内容は、第4条（13）を参照すること。な

お、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。

- ・ 住民及び事業従事者の安全衛生管理、住民啓発の検討

## 2) 優先プロジェクトの選定

(4) 1) の実施計画に記載した施設整備に係るプロジェクトについて優先順位付けを行い、優先プロジェクトを決定する。

優先プロジェクトを選定するための評価項目及び選定基準は先方実施機関と十分に協議のうえ決定する。

## (5) インテリムレポートの作成・説明・協議

(4) の汚水管理M/P、実施計画、優先プロジェクトの選定基準及び選定結果についてインテリムレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

## (6) 優先プロジェクトのPre-F/Sの実施

選定された優先プロジェクトのPre-F/Sを実施する。Pre-F/Sは以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

- ・ 追加情報の収集・整理  
測量調査、土質調査を含む。
- ・ 概略設計の実施
- ・ 施工計画・調達計画の策定
- ・ 維持管理計画の提案
- ・ 運営体制の提案（PPP等の民間資金導入、水管理委員会等）
- ・ 概略事業費の算定
- ・ 経済・財務分析
- ・ 実施スケジュールの作成
- ・ 環境社会配慮の検討  
優先プロジェクトの環境社会影響項目のスクーピングを行う。具体的な内容は、第4条（13）を参照すること。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。
- ・ 関係機関による協議の実施支援  
関係機関との協議内容を検討し、先方実施機関と共同で関係機関との協議を行う。

## (7) ポカラ市におけるラムサール条約登録湿地の監視体制に係る計画案の提案

ラムサール条約登録湿地であるフェワ湖における水質のモニタリング及びその評価等を検討、監視体制に係る計画案を作成し、先方実施機関に提案する。

なお、各検討項目の作業開始時期・手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。水質調査は現地再委託を可能とする。水質調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。また、追加で実施すべき現地調査があれば必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ・ フェワ湖での水質調査の実施  
本水質調査は（2）2）の現地調査の水質調査と合わせて実施する。

- ・ モニタリング、評価及び順応的管理の検討
- ・ 資金メカニズムの検討
- ・ 監視体制に係る計画案の提案
- ・ 計画案の実施に係る法令、手続きの検討
- ・ 関係機関による協議の実施支援  
関係機関との協議内容を検討し、先方実施機関と共同で関係機関との協議を行う。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

優先プロジェクトのPre-F/S結果、ラムサール条約湿地における監視体制の計画案を含むすべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方実施機関及びJICAのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、先方実施機関及びJICAに提出する。

<汚水管理に係る能力強化>

(10) 本邦研修又は第三国研修

本プロジェクトにかかる研修として、5名2週間程度の本邦研修を2回予定している。研修の主な内容は下水道行政・事業運営並びにオンサイト及びオフサイト施設整備の推進を想定している。また、必要に応じて第三国研修の実施を想定している。

具体的な研修内容をプロポーザルにて提案すること。研修内容は先方実施機関と協議しつつ検討し、JICAの了解を得た上で最終化する。

(11) セミナー

ネパール側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用されることを目的としてセミナーを開催する。プレゼンテーションは可能な限りC/P等に行ってもらいたいことが望ましい。開催は2回（インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階）、対象者は先方実施機関、関係機関、ドナー等の約100名を想定している。

(12) 広報資料の作成

広報資料として広報用動画を作成する。資料の内容については、先方実施機関と十分に協議すること。同広報資料を用いて現地メディアやJICAホームページを活用した広報活動についても積極的に行う。

広報用動画は、本プロジェクトの成果の概要及びアピールポイントをわかりやすく示すこと。内容・構成は、ラムサール条約登録湿地であり、ポカラ市の観光資源であるフェワ湖の水環境改善及び衛生環境の改善への貢献を中心として、汚水管理M/Pの特徴を効果的に強調し、行政関係者、住民など多様な関係者にとって汚水管理M/Pの有効性が理解しやすい資料とする。

汚水管理M/Pに基づく事業実施による改善効果については、数値だけでなく、住民の生活や観光資源の価値がどのように改善するのかといった視点から示すようにする。

なお、広報資料の作成については、現地再委託を認めることとする。

## 第8条 報告書等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、下記の5)とする。

各報告書のC/P及び関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、C/P側関係機関への説明・協議前に対応すること。

#### 1) インセプションレポート

主な記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後3ヶ月以内

部数：英文10部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、CD-R 2部

#### 2) プログレスレポート

主な記載事項：基礎情報収集・整理及び課題の整理結果

提出時期：調査開始6ヶ月後を目処

部数：英文10部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、CD-R 2部

#### 3) インテリムレポート

主な記載事項：汚水管理M/P、実施計画、優先プロジェクトの選定基準及び選定結果

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処

部数：英文10部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、CD-R 2部

#### 4) ドラフト・ファイナルレポート

主な記載事項：優先プロジェクトのPre-F/S結果、ラムサール条約湿地における監視体制の計画案を含むすべての調査結果全体

提出時期：調査開始22ヶ月後を目処

部数：英文10部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、CD-R 2部

#### 5) ファイナルレポート

主な記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに同じ

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するネパール側コメント提出から1ヶ月以内

部数：英文12部（製本）、ネパール語8部（製本）、和文4部（製本）、CD-R 4部

### (2) 報告書等作成の仕様

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2021年1月）」を参照する。ファイナルレポートは製本とし、ファイナルレポート以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kz-wji-att/ind\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kz-wji-att/ind_guide.pdf)

### (3) 報告書等作成に係る留意事項

- ① 報告書等はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書等全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- ② 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイテ

ィブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

- ③ 報告書2)～5)の巻頭には要約を含めること。要約は、単位報告書本文を要約するのではなく、一読してプロジェクトの成果
- ④ 報告書1)～5)には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ⑤ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が用意に行えるよう工夫すること。

#### (4) その他の提出物

##### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条の規定に基づく

提出時期：契約締結から起算して10営業日以内

部 数：データ1式(和文)

##### 2) コンサルタント業務従事月報

記載事項：共通仕様書第7条の規定に基づき、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部 数：データ1式(和文)

##### 3) 議事録等

先方実施機関との主たる調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。

また、JICA及びプロジェクトチームが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICA事務所と開催したミーティングについても同様とする。

##### 4) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リスト添付のうえ、JICAに提出する。

##### 5) 調査用資機材等取得明細表

調査用資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)にJICAに提出する。

##### 6) 業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容(調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容(技術移転)

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術

移転の活動について記述

- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ JCC議事録等
- ⑥ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）、CD-R 2部

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年8月より業務を開始し、2021年11月を目途にインセプションレポートを提出し、2022年2月を目途にプログレスレポートを提出する。2022年8月にインテリムレポートを提出し、2023年6月にドラフト・ファイナルレポートを提出し、2023年7月までにファイナルレポートを作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約45人月(M/M) (現地:38M/M、国内7M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任者/総合的汚水管理計画(2号)
- ② 下水道計画/管きょ計画(3号)
- ③ し尿汚泥収集計画(3号)
- ④ 汚水処理施設計画/し尿汚泥処理施設計画/汚泥資源利活用計画
- ⑤ 施設設計
- ⑥ 運営・維持管理計画
- ⑦ 施工・調達計画/積算
- ⑧ 水環境監視計画
- ⑨ 組織運営・制度
- ⑩ 経済・財務分析
- ⑪ 環境社会配慮/住民啓発

### (3) 経費の見積もり

#### 1) 一般業務費(セミナー等実施関連費)

現地でのセミナーに係る経費については1,600千円(2回分)を本見積もりに計上すること。

#### 2) 一般業務費(資料等翻訳費)

ネパール語等の資料に係る英文等への翻訳費については1,000千円を本見積もりに計上すること。

#### 3) 機材費

業務遂行上必要なオフィス用及び調査用資機材があれば、プロポーザルの中で、①資機材名、②数量、③基本的仕様(または参考銘柄)、④見積価格、⑤必要と判

断される理由等を含め提案し、その費用は別見積もりとして提出すること。

#### 4) 再委託費（現地再委託費）

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。（各調査の詳細は別紙参照）

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案し、別見積もりとして提出すること。

##### <基礎情報調査時>

- ① 水質調査
- ② 河川流量調査
- ③ 住民意識調査／社会調査
- ④ 測量調査（1）

##### <汚水管理 M/P 策定時>

- ⑤ 環境社会配慮調査（1）

##### <Pre-F/S 実施時>

- ⑥ 測量調査（2）
- ⑦ 土質調査
- ⑧ 環境社会配慮調査（2）

##### <その他>

- ⑨ 広報用動画作成

#### 5) 国内業務費（技術研修費）

本邦研修に係る経費については2,400千円（2回分）を本見積もりに計上すること。

第三国研修を提案する場合は、第三国研修に係る経費を一般業務費（セミナー等実施関連費）で別見積もりとして提出すること。

#### (4) 配布資料／閲覧資料等

##### 1) 配布資料

- ① 詳細計画策定調査時の協議議事録（M/M）
- ② 討議議事録（R/D）
- ③ 詳細計画策定結果報告書

##### 2) 公開資料

- ① ネパール連邦民主共和国 上下水道セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042111.html>)

- ② ネパール国 ポカラ上水道改善計画準備調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027831.html>)

(5) 対象国の便宜供与

先方実施機関との間で合意されたR/Dに基づき、C/P職員の配置、C/P職員への必要な手当て、国内旅費の支給、プロジェクト執務室、オフィス事務機器の提供等が行われる。R/Dを参照。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情報については、JICAネパール事務所や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地さ行事の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と綿密に連絡をとるよう留意する。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

3) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

4) 適用する規約

本業務に係る契約は「事業実施・支援業務」約款を適用し、費用を不課税とすることを想定する。

## 別紙：再委託調査事項

### <基礎情報調査時>

#### 1. 水質調査

- ・ 調査対象及び測定数：地下水（市内中心部）：5か所、河川（市内中心部）：10か所、フェワ湖（市内中心部）：5か所、排水路（市内中心部）：5か所、既設処分場浸出水：1か所
- ・ 調査頻度：計4回（2回/年×2年＝計4回、乾季と雨季に1回ずつ実施）
- ・ 水質分析項目：pH、SS、DO、BOD<sub>5</sub>、COD、全窒素、全リン、大腸菌群数

#### 2. 河川流量調査

- ・ 調査対象及び測定数：フェワ湖流入河川及び排水路：4か所
- ・ 調査頻度：計2回（2回/年×1年＝計2回、乾季と雨季に1回ずつ実施）
- ・ 調査項目：河川及び排水路横断面、流速、水位
- ・ 留意事項：水質調査の調査時期にあわせて実施し、汚濁負荷量を算出する。

#### 3. 住民意識調査／社会調査

- ・ 調査対象及び調査数：一般家庭：計200世帯、ホテル、病院、学校（下水道対象区域内）：10施設
- ・ 調査項目：各戸の汚水処理設備の現状、処理の実態、既存の汚泥処理費用、下水道への接続意識、支払い意思額等

#### 4. 測量調査（1）

- ・ 路線測量：ベンチマークの設置：4か所、縦断測量：50km

### <汚水管理M/P策定時>

#### 5. 環境社会配慮調査（1）

- ・ SEAの考え方に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination: IEE）レベルで代替案の検討を含む環境社会配慮調査を実施する。汚水管理M/Pの策定に必要な重要な環境社会配慮項目を明らかにし、複数ある協力シナリオ代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

### <Pre-F/S実施時>

#### 6. 測量調査（2）

- ・ 地形測量：ベンチマークの設置：3か所、優先プロジェクトにおける汚水管理施設の平面図3か所6ha（下水処理場1か所4ha、ポンプ場1か所1ha、し尿処理施設1か所1ha）
- ・ 路線測量：測量調査（1）に加えて追加で必要な箇所を対象に縦断測量：50km
- ・ 留意事項：数量は優先プロジェクトの内容により見直す。

#### 7. 土質調査

- ・ 調査地点：優先プロジェクトにおける汚水管理施設候補地計3か所7地点（下水処理場1か所3地点、ポンプ場1か所2地点、し尿処理施設1か所2地点）
- ・ 標準貫入試験（砂礫土、深さ15m）：7地点×15m＝105m
- ・ 現地試験：透水係数：7地点×2試料＝14試料
- ・ 室内試験：含水率、比重、かさ密度、粒径分布：7地点×7試料（攪乱試料2試料、不

攪乱試料5試料) =49試料

- ・ 留意事項：数量は優先プロジェクトの内容により見直す。

#### 8. 環境社会配慮調査（2）

- ・ 環境社会配慮調査（1）の調査結果を活用して、優先プロジェクトを対象として初期環境調査（Initial Environmental Examination: IEE）レベルでの環境社会配慮調査を実施する。